

(公財) 日教弘 教育文化助成事業
令和8年度 三重支部生徒教育文化活動奨励事業 募集要項

生徒教育文化活動奨励事業は、中学校・高等学校・特別支援学校（中学部、高等部）を対象に、特色ある教育文化活動に支援するための事業です。

1 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会三重支部

2 助成の要件

(1) 助成の趣旨

生徒による特色ある創造的な教育文化活動を支援し、本県の学校教育の振興及び充実を図ることを目的とします。

(2) 助成の対象とならないもの

- ①営利目的、または営利につながる可能性の大きいもの
 - ②他の機関からの委託によるもの
 - ③既に終了しているもの
 - ④申請内容が当会の「ICT活用教育支援事業」と重複するもの
 - ⑤部活動の通常経費（大会やコンクール等への参加に係る移送費、楽譜代、修理代などの経費）や、生徒個人に帰属する経費（資格取得や交通費などの経費）に当たるもの
- ※通常経費に当たらないことの説明を求めることがあります。

(3) 募集対象

三重県内の中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校、高等学校、特別支援学校（中学部・高等部）25校程度

・学校の教育計画に位置付き、生徒が取り組む活動に助成します。

- ①いじめの防止に向けた活動
- ②SDGsの推進に向けた活動
- ③楽しく安全安心な学校づくりの活動
- ④地域へのボランティア活動
- ⑤地域と連携協働した活動
- ⑥その他、創意ある教育文化活動

・前年度の助成校は、連続応募ができません。

・1校につき1件の応募とします。

・令和8年度1年間で完了する活動等とします。

(4) 募集期間 令和8年4月20日（月）～令和8年5月29日（金）（必着）

(5) スケジュール

令和8年5月29日 申請書・口座登録用紙の提出締切

令和8年6月中旬 教育振興事業選考委員会で選考

令和8年6月下旬 採否結果の通知

令和8年7月中旬 目録の手交・助成金の振込

令和9年2月26日 成果報告書の提出締切

※申請書について、面談や問い合わせをする場合があります。

※採否の理由等、選考に関わる問い合わせには回答しません。

※助成が決定した事業については、進捗状況を確認することがあります。

(6) 応募方法

①申請書作成・提出

ア 当会ホームページの「申請書その他ダウンロード」から、「生徒教育文化活動奨励事業申請書」をダウンロードしてください。

HP アドレス：<https://www.nikkyoko.or.jp/company/mie/index.html>

イ 申請書に必要事項を記入し、郵送等にて当会事務局まで提出して



【HP:QRコード】

ください。(FAXでの受付はしません。)

ウ 募集対象となる生徒の活動が、(3)に示した①から⑥のどの活動に該当するかを明記してください。

②個人情報の取り扱いについて

- ・申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・助成対象校を当会発行の広報誌及びホームページに公表します。

3 助成金額 1校7万円以内

※助成金は、送金口座の名義が学校名の記載又は学校が有する預貯金口座と判断できる名称の口座に振り込みます。

※助成金の送金口座は、当会が定める口座登録用紙を用いて申請いただきます。

※助成金の執行に当たっては、以下に記載した費用は対象外とします。

- ①申請者本人(共同者を含む)の人件費及び謝金
- ②汎用性のある機器(パソコン等)の購入費及び学校備品にあたる教材費
- ③組織等の一般管理費、飲食費等

※デジタルカメラ、ビデオカメラ、レーザープリンター、コピー機のトナーカートリッジ等、他の用途に使用できるものは対象になりません。

※助成金の全額を、活動に伴い生徒を移送するためのバスの借上げ代や交通費に充てることはできません。

※インターネットのショッピングサイトや量販店等での物品購入は認めず。

領収書の宛先は学校名となります。学校宛ての領収書が発行可能かを注文前に確認してください。

学校宛ての領収書が困難な場合は、当会事務局まで連絡してください。

※助成後、対象外費用を使用した場合や、提出書類(申請書や助成後に提出する成果報告書等)に不備・不正等があった場合は、返金して頂くことがあります。

※講師謝礼を費目としてお考えの場合、必ず源泉徴収を行ってください。

④助成金の執行は、助成決定通知日以降、成果報告書提出締切日までとなります。

4 選考

(1) 選考方法・通知

①当会教育振興事業選考委員会で選考後、三重支部幹事会の議を経て支部長が助成校を決定します。

②助成の採否結果と助成金額を文書で各申請校に連絡します。

(2) 選考基準

①公益性・社会性 十分な公益性・社会性を有したものであるか。

②適正性 助成の趣旨と合致しているか。

事業予算の設定が過大なものではないか。

③必要性 課題、ニーズを的確に把握しているか。

④実現性 実施方法は適切で、実現可能な計画がたてられているか。

5 助成方法と助成校の義務等

(1) 令和8年7月中旬、当会に申請された送金口座に助成金を振り込みます。

助成金の振込日は、助成決定通知文にて連絡します。

(2) 助成校には、推進員が目録を学校長に手交します。

(3) 学校長は申請書に従って助成金を使用します。

助成金を使用するには必ず領収書(コピー可)をとり、活動終了後に領収書のコピーや整備の様子がわかる写真を添えて、令和9年2月26日(金)までに、成果報告書を当会事務局に提出してください。なお、提出された成果報告書・資料等は当会が公表できるものとします。

*成果報告書は、当会ホームページの「申請書その他ダウンロード」から、「生徒教育文化活動奨励事業成果報告書」をダウンロードしてください。

- (4) 助成決定後、申請書への記載内容や助成金の使途を変更する場合は、必ず事前に当会事務局の承認を得てください。必要に応じて、変更申請書を提出いただきます。
- (5) 助成金を活用して購入した物品等には、当会からお渡しする所定のシールを貼り付けてください。
- (6) 助成対象校（園）では、弘済会事業説明会（10分程度）を実施させていただきます。

6 その他の注意事項

- (1) 学校長が、申請書の提出にあたり記載内容を承認していることの確認のため、申請書の「本申請書の記載内容を承認しています。」の欄に学校長にて をお願いします。
- (2) 提出された書類等は返却しません。
- (3) 万一、故意の虚偽記載の問題等が認められた場合は、当該申請を無効とし、以降の申請は受け付けられません。

7 書類の送付先・問い合わせ先

公益財団法人日本教育公務員弘済会三重支部

〒514-0003 津市桜橋 2-142（三重県教育文化会館別館 4階）TEL059-224-0425